

地方自治法が定める直接請求に必要な署名の数

令和6年12月1日現在

1 条例の制定(改廃)の請求、監査の請求

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	90,029
---------------------	--------

2 議会の解散の請求、長の解職の請求

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	662,678
---	---------

3 県議会議員の解職の請求

選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数 (総数が40万を超え80万以下の場合(姫路市選挙区)にあつては、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)	神戸市東灘区	57,275
	神戸市灘区	36,021
	神戸市中央区	37,155
	神戸市兵庫区	30,179
	神戸市北区	58,780
	神戸市長田区	25,610
	神戸市須磨区	43,556
	神戸市垂水区	58,714
	神戸市西区	65,097
	姫路市	138,663
	尼崎市	127,878
	明石市	84,138
	西宮市	132,912
	洲本市	11,826
	芦屋市	26,397
	伊丹市	55,164
	相生市	7,663
	豊岡市及び美方郡	29,501
	加古川市	72,152
	たつの市及び揖保郡	29,573
	赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	21,029
	西脇市及び多可郡	16,047
	宝塚市	63,682
	三木市	20,585
	高砂市	24,241
	川西市及び川辺郡	51,463
	小野市	12,840
	三田市	29,856
	加西市	11,641
	丹波篠山市	10,984
	養父市及び朝来市	13,969
	丹波市	16,872
南あわじ市	12,462	
淡路市	11,801	
宍粟市	9,751	
加東市	10,605	
加古郡	17,907	
神崎郡	11,167	